

法人名	入札参加停止期間	入札参加停止の理由
大日コンサルタント株式会社 埼玉事務所	R8.1.20 ~ R8.5.19 4ヶ月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
大日コンサルタント株式会社 東日本支社	R8.1.20 ~ R8.5.19 4ヶ月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
株式会社トーニチコンサルタント 北関東事務所	R8.1.20 ~ R8.5.19 4ヶ月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。